



PwCベトナムニュースブリーフ

インボイス制度の 変更点



pwc

www.pwc.com/vn





ご一読ください

3月20日、政府はインボイスに関するいくつかの新しい規則を定めた政令70/2025/ND-CPを公布しました。この政令は2025年6月1日から発効されます。

政令70の主な変更点は以下の通りです。



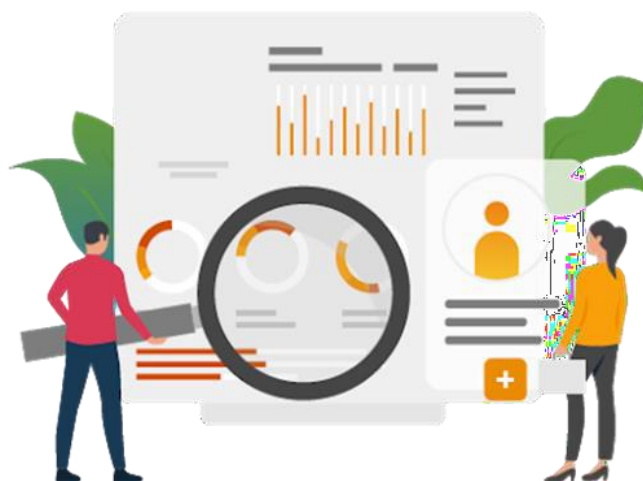
インボイスの規制に関する変更

電子インボイス利用の拡大

ベトナムに恒久的な施設を持たない外国サプライヤーで、電子商取引、デジタルプラットフォームを基盤とした事業活動、その他のサービスに従事する者は、電子インボイスの利用登録を任意で行うことができます。登録後、税務行政法に定められたVAT申告書の提出期限までに、税務局の電子ポータルを通じて税務当局に電子インボイスデータを提出する必要があります。

電子インボイスの追加規則

- 輸出加工以外の事業活動に従事している輸出加工会社：
 - ✓ 直接法でVATを申告する場合：売上のインボイスを使用する必要があります。
 - ✓ 控除法（インプットVAT控除）でVATを申告する場合：VATインボイスを使用する必要があります
- ⑩ 輸出物品・サービスに使用される電子商取引インボイスのフォームを補足します。これにより、税務当局へのデータ電子転送の要件を満たす場合、電子商取引インボイスは税務目的および関税目的の両方で使用することができます。
- ⑩ 販売時点における電子インボイス：政令70号は、これらのインボイスがいつ使用可能か、必要な内容を明確にし、購入者がインボイスを確認できるようにQRコードを追加します。



インボイスの規制に関する変更 (続き)

インボイス発行のタイミング

インボイス発行のタイミングに関する変更があります。会社は、これらの規制を遵守するために、変更を確認し、事業への影響を慎重に検討し、ITシステムに関する準備をタイムリーに行う必要があります。

- 物品（委託製造品を含む）の輸出については、通関手続き完了後の営業日までに電子インボイスを発行する必要があります。
- 海外組織や個人に提供するサービスに対するインボイス発行のタイミングは、国内で提供されるサービスと同様です。料金受領の有無にかかわらず、サービス提供の完了時点となります。
- テレビ広告、電子商取引、銀行業務（融資業務を除く）、国際送金、証券などのサービスで、データ照合に時間を要する場合は、通常期間の7日後または月末までインボイスを発行できます。
- 融資業務の場合、請求書発行のタイミングは融資契約書に定められた利息回収期間に基づいて決定されます。顧客が合意された期日より前に利息を支払う場合、請求書は当該利息の早期支払い時に発行されます。
- 外貨両替業務の場合、請求書発行のタイミングは外貨両替時となります。
- 銀行業務、証券業務、保険業務、小売業務、飲食サービス業務における日次または月末合計請求書発行の要件は廃止されます。
- デジタル署名および税務当局への送信は、インボイスの発行の翌営業日までに
行う必要があります。

インボイスの規制に関する変更 (続き)

税務申告のタイミング

- 売主: インボイス発行の時点
- 買主: 有効なインボイスを受け取った時点

インボイスにエラーが生じた場合の対応

- 税務当局の確認コードが記載された電子インボイスが購入者に送付されない場合、そのインボイスをキャンセルするという規定が削除されました。
- 電子インボイスの調整または差し替えを行う前に、売主と買主が誤りを明記した書面による合意を結ぶことを要求する規定は拡張されており、個人の買主の場合、売主は買主に直接通知するか、売主のウェブサイトで告知する必要があります。
- 本規則では、同じ買主に対して月内に複数の誤った電子インボイスが発行された場合、1通の調整または差し替えインボイスの発行が許可されます。
- 売主と買主は、元のインボイスが発行された期間内に、調整または差し替えインボイスに関する補足申告を行う必要があります。

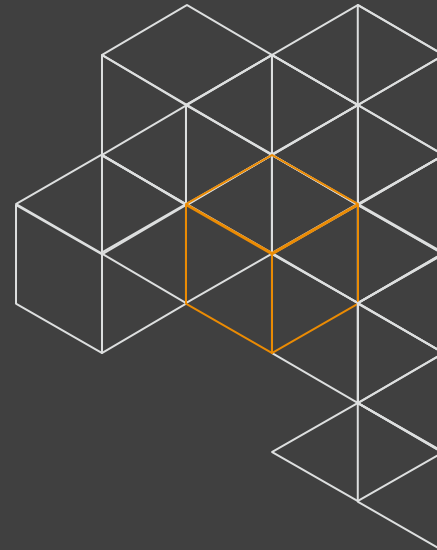


インボイスの規制に関する変更 (続き)

その他の電子インボイスに関する事項

- 管轄当局の結論に基づいて実際の支払いに対する価値/数量に変更がある場合、差額に関する新規電子インボイスを発行する必要があります。
- 商品やサービスの数量または販売量に基づき、割引が行われた場合
 - ✓ 割引額は、最終購入またはその後の期間の商品またはサービスの販売インボイスで調整する必要があります。
 - ✓ または、調整インボイスと調整インボイススケジュールを発行し、その中で売主と買主が、調整インボイスが発行された期間の収益、売上VATおよび支払VATの調整を申告する必要があります。
- 販売申告の場合
 - ✓ 売主は返品を受け取った時点で調整請求書を発行しなければなりません。
 - ✓ 買主は、(i) 両当事者が買主が返品された商品について請求書を発行することに合意した場合、または(ii) 当該財産/商品が買主の名義で使用権または所有権の登録の対象となっている場合に、請求書を発行できるようになりました。
- 過去にエラーなく発行された電子請求書について、特定のケースに合わせて調整された調整請求書については、売主は調整請求書の発行期間に、買主は調整請求書を受領した期間に納税申告を行う必要があります。

お問い合わせ



本書は、一般的な情報提供のために作成されたものであり、専門的なアドバイスではございません。個別のご相談については以下の担当者までお問い合わせください。

ハノイオフィス :



今井 慎平 / Shimpei Imai
ディレクター
+84 90 175 5377
shimpei.imai@pwc.com



金原 悠也 / Yuya Kimpara
マネージャー
+84 35 585 0051
kimpara.yuya@pwc.com

ホーチミンオフィス :



杉本 有里 / Yuri Sugimoto
マネージャー
+84 90 694 4533
sugimoto.yuri@pwc.com



武田 勇人 / Takeda Yuto
マネージャー
+84 70 3879788
takeda.yuto@pwc.com



pwc

www.pwc.com/vn



©2025 PwC Tax and Advisory (Vietnam) Company Limited. All rights reserved. PwC refers to the Vietnam member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

If you wish to be removed from our mailing list, please click on the 'unsubscribe' link above.